社會事業助成、母子保護
兒童課　乳幼兒、貧困兒、不良兒、浮浪兒、不具、疾病ノ兒童保護
福利課　公設浴場、質屋、簡易食堂、宿泊所、社會教化事業、勤儉奨勵
住宅課　勞働者住宅、農漁山村住宅改良、小額給料生活者住宅、
産業組合課　産業組合中醫療組合ヲ除ク
軍事救援課　軍事救護、軍事後援、軍事後援團體統制

一、衛生局
豫防課　結核、トラホーム、癩、花柳病、傳染病、寄生蟲病、原蟲病、地方病、精神病
醫務課　醫師、藥劑士、助産婦、藥品、醫師會等
醫療組合課　産業組合中醫療組合ニ關スル事務
（註）現在内務省衛生局ノ防疫課ハ之ヲ同省警保局ニ移ス

一、體育局
體育課　一般體力增進、學校衛生
體力課　體力調査維持

一、保健局
保健課　保健企畫、保健增進、統計、生活資源ノ分布調整
監査課　飲食物取締、社會衛生
普及課　保健衛生思想ノ普及、生活改善、國民能率普及增進
榮養課　勞働者、農漁山村住民、小額所得者ノ榮養增進實地指導

一、保險局
企畫課　保險行政企畫、社會保險調査、保險統計
監理課　保險官署、保險特別會計
保險組合課　保險組合監督、國庫補助
共濟組合課　勞働者共濟組合、一般共濟會、指導監督
扶助保險課　勞働者災害扶助保險
醫療課　保險、共濟醫療事務ノ一般的監督
（註）簡易保險局及各省分散ノ共濟施設ハ之ヲ外局トスルハ不可ナリ、之ハ現在ノ儘トスベシ

六、參與制

社會保健省には各省官吏及民間有力者を網羅したる參與制を設くべきである。その目的とする所は、社會保健省の行政に他省の官吏民間有力者を參與せしめて廣く意見を徵するに止まらず、各省の立法に社會保險省參與の意見を織り込みてすべての立法をして社會政策に重點を置かしめる様になさしめることが重大だからである。

七、省の名稱

予は十數年來社會省の名稱を望んで居る。しかし、世間には、二十年前の様に社會と云ふ文字を今以て嫌ふ人々もある様であり、又軍部には、國際情勢及び時局を認識して、保健といふことに重點を置いて居り、それを基調の一つとして新省を設置するものとせば、折衷案として社會保健省とするも必ずしも反對ではない。それは、社會と保健とをにらみ合はした合同文字である。たゞ社會保健の音は社會保險に通して面白くない缺點がある。予は大正六年救護課が成立した際から社會といふ文字にとりかへたく終に社會課、社會局となり、今日では多くの反對がなくなつたと思ふが、それでも、まだ嫌な人があり、省成立を遲延させる様であらば、社會保健省でもよい。しかし單に保健省とするか、安達氏の提唱して來られた衛生省といふ文字では狹きに失し妥當でないと思ふ。

八、豫算問題

社會保健省が實行しなければならぬ項目を完全に實現せんとせば膨大なる豫算を伴ふのである。單に分散せる各省の事務を統一した丈けでは、それ丈けの効果に止まり大なる期待は出來ない。現在では、國家が當然支出すべき豫算でも、之を府縣、市町村又は事業家に强制支出なさしめる立法が多いが、國家が當然支出すべきものを支出するとせば、豫算問題で行きづまるに違ひない。社會保健省本來の行政事務丈けを强化するだけでも相當巨大な豫算が必要である。この點に就いても豫め目算に入れて置かなければならぬ。

昭和十二年六月十日記

（本文は田子氏が六月十日都下の朝刊を見て直ちに平素の所懐を筆にしたものであります。）

協調とは何ぞや

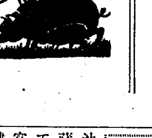

國際勞働局東京支局長　鮎澤巖

「協調」とは何ぞや、これを說くに敢て西洋の哲學を引用することを要しない。東西に亘り古今を通じ易ることなき社會進步の原理は「人の和」である。千萬言を費すと雖も協調とは畢竟人と人とが融合協和することに外ならない。協調會が嘗て「人と人」と題する雜誌を刊行してゐたと記憶する。協調の要諦は盡しそこに盡きてゐた。

國土狹小にして天資乏しく然も過剩と稱さるゝ人口を擁する貧弱國日本が今日世界に雄飛しつゝある所以は何か、それはこの貧瘠なる土地に油や鐵や金銀などの「物的資源」が藏されてゐたことに因るのでは斷じてなかつた。廣大なる土地に無限の富を埋藏しており乍ら他の貧小國に隷屬してその桎梏の下に喘いでゐる憐れむべき民族が現にあまたある。日本をして短時日にあらゆるハンデイキヤツプに打克ち、今日の盛大をなさしめたるものは物的資源の豐富さに非ずして人的要素の强靭に因るのであつた。そこに棲む國民の智能と勤勉と忠誠と一致と、即ち「人の和」が然らしめたのであつた。日本人の國民的和合の力であつた。「日本人」の力であつた。

天の利、地の利、いづれも人の和に如かない、人の和―これを協調と謂ふ。

かるが故に私は力說したい―我が國に於ては人的資源の啓發と涵養とを今後苟も忽諸にしてはならない、即ち民度を昂め、國民生活を安定せしめ、社會政策を强化徹底せしめて人の和を完からしめ協調の實を擧げることが急務である。

スターリン健在なりや

餘りにも强壓的な淸黨肅軍をやつたが爲、反對的にスターリン政權もこれから崩壞し始めるのではないかとよく世間で聞くが、寧ろ逆に益々擴大强化されるものと識者は云ふ。尤も人盛んなれば天に勝つで、是から先もどんなに彼一流の辣腕を振ふか豫測し難いが、當分は彼の氣儘な天下であるに違ひない、日本の軍備もいゝ加減に縮少しろと暴言する邦人も目下あるやに聞くが、恐らく斯かる人は、自分の息子が赤になつたも知らいで算盤玉と首引で夢中になつてる人の言で耳をかす必要もない。だかそれはそれとしてスターリンの行狀は明かに吾人の惡む所である。一體人倫を破壞して政道何處に在りや、民心を束持して眞の治安が確保し得るか、人を輕んじ物を重んじて國防が萬全なりや、何もかも承知の上で尚且强制執行すると云ふならば醉ひたる者は我醉はずと云ひ、狂する者は發狂せずと云ふの類ひで、遂にスターリンを亡ぼす者は外ならぬ彼自身であることを知らぬばならぬ權力も遂に天運には勝てぬ道理は、彼一人を例外とはしてくれない。

果してスターリン健在なりや否や。

社會大衆黨代議士　三輪壽壯

勞資の利害對立が抹殺されることなくその前提に立ちながら無用の爭が避けられ、又爭を通じて最後にはお互に相讓つて産業の發展に協力するといふことも協調の一つであるといふならば私は協調に反對ではありません。

然し勞働者に團結權を認めず、爭議はすべて勞働者自恣私慾の主張であるといふ考方から來る協調の强要には反對です。況んや資本家の中には勞働者を道具か何かの樣に考へて居るわからずやが多いのですから私をしていはしむるならば勞資の協調を說く人は先第一に勞働組合法制定を主張し勞働協約法制定に盡力してほしいと思ひます。

後れた商店法

工場勞働者を保護する爲の工場法が制定されたのは、明治四十四年で、それから二十五年餘の歲月が流れてゐるのに、商店員にはなんらの保護法規が生れて來ない。今日商店員が勞働者であると云ふ點に於ては、工場勞働者となんらの區別は存しないのである。

社會局は豫てから商店法の準備はして居たやうであるが、未だ法律案として議會に上せるまでには至らなかつたのである。然るにこの度社會の要求に依つて愈々來るべき特別議會に上程される運びとなつた。

何故に商店法を必要とするかと云ふことは、多言を要するまでもなく、工場法に於けると同樣の趣旨に於て、商店從業員を法律の力に依つて保護することであるが、差當つて當面の重要問題は次の三點である。

イ、店員の保健衛生上の保護を圖ること
ロ、店員に修養勉學の機會を與へ、品性の陶冶、知識の向上を圖ること
ハ、經營の合理化に依つて、營業費を節約すること

商店員が如何に健康を害し、體位が劣弱であるかと云ふことは、徵兵檢査の結果に依つて明かなる如く、甲種合格が最下位で、丙種合格が最上位を示してゐるのである。之は云ふまでもなく、營業時間が長過ぎるために、自然睡眠不足となり、過勞となり、健康を害するからである。

營業時間の長いことは、勉學修養の機會を失し、店員の頽落、非常識の傾向を助長して、社會的にも經濟的にも重大なる損失となるのである。又經營能率の點から見ても、たゞ長く開店することは、多く賣ることではないのである。統計に依つて見ても、夜九時以後の賣上額は一日の總賣上額に比して一割四分であり、十時以後は僅かに四分に過ぎないのである。

商店法は斯くの如き直接の理由から、準備が急がれたのであつて、立法の基礎は主として、營業時間を中心としてゐるのであるが、將來は工場法同樣、退職手當、給與等の方面にも擴大されなければならぬのである。

商店法案の内容

一、適用する範圍

商店法は市についてては總て之を適用することゝし、町村については市と隣接せるため之と不當競爭を生ずる虞あるものについてのみ主務大臣が指定することとした。

本法の適用をうけるものは、物品販賣業及理容業を營む店舖である。而して右は營利を目的とすると否とを問はない。たゞ料理店、飲食店、旅館其の他の店舖については業態の性質上營業時間等の制限が困難であるから本法の適用の外に置いたのである。

二、閉店時刻

閉店の時刻は別に定めてゐないが、閉店は原則として午後十時とし、閉店時刻後の營業を禁止した。然し閉店時刻前より店舖に在る顧客、及負傷、疾病災害緊急の事由ある顧客に對しては例外を認める。

又夜間特に殷賑なる地域であつて、右の原則に依らしめることが著しく困難であるものに就ては、行政官廳の許可を得て十一時まで繰延べることができる。

商店は年末、年始、中元、祭日等に於ては、長時間の營業をなす習慣があるので、本法は六十日以內に於て閉店時刻の繰延を認めることゝし、更に此の外特に臨時必要に依る例外を認め實際上の不便なきを期してゐる。

三、休日

使用人に對し每月一回以上の休日を設くることゝなつてゐる。五十人以上使用の大商店は月三日以上である。

四、休日の例外、閉店時刻の例外

博覽會場に於ける賣店の如く、その性質が臨時的のものについては、休日の例外を設け、興行場、博覽會場、停車場等に於ける賣店は、閉店時刻の制限を緩和する必要があるので例外を認めた。

この他大商店に於ては、工場法同樣、就業時間を一日十一時間以內、休日を每月三日以上と定むる規定、商店に於ける安全衛生設備に關する事項等をも附加してゐる。

×　×

商店法は極めて簡單な商店員の保護立法である。殆んど閉店時刻の商業法とも云ふべき筋合の勞働立法である。併し考へように依つては、これが商店員にとつて最も大きな福音なのである。全國で約百五十萬の店員がこの法律の下に保護せらるゝことになるのであるから、何もなかつたこれまでと比べて、商店法の制定は必ずや商店界に一大轉換を來すものと喜ばざるを得ないのである。

勞働組合はどうなる

大正元年に鈴木文治氏等の提唱に依つて友愛會が設立されて以來、既に二十五年の歲年が流れてゐる。この間歐州大戰、滿洲事變等に直面して勞働組合陣營の中にも、從來の階級鬪爭主義を排し、勞資協力更に勞資一體論を奉じ、全體主義の下に勞働問題を解決すべきものであるとの考方をもつものも生れたのである。英國の個人主義的勞働組合に對抗して、獨逸、伊太利の國家主義的勞働組合が生れた如く、日本の勞働陣營の中にも左右の對立は免れない。

勞働問題の解決を一工場に委せるべきものであるか、或は勞働問題は勞働者の團結に依つて解決すべきものであるか、それとも全國民の協力に依つべきものであるか、左に各方面の主張を紹介することにしよう。

一、現在の勞働組合に就ての批判
二、勞働組合は必要であるや否や
三、如何なる勞働組合が理想的であるか
四、勞働運動と政治運動との關係

全日本勞働總同盟中央委員　金正米吉

一、現在の勞働組合と云つても種々雜多です、從つて良い組合は良い、惡い組合は惡い。惡い組合の絕滅と良い組合の發展することが必然でせう。
二、勞働組合は必要なり從つて回答の要なし。
三、全日本勞働總同盟が理想的である。
四、馬鹿々々しい回答だが兩運動は唇齒の如し。

日本無產黨代議士　加藤勘十

一、勞働組合は勞働者の（イ）生活擁護（ロ）自主的統制（ニ）組織的訓練、等々の機關として絕對に必要である。勞働者の秩序ある行動は組織的訓練と自主的統制力をもつた勞働組合の下においてのみ可能である。

勞働組合の組織を嫌ふのは資本家の利己的打算以外に何等の理由がない。

勞働組合は組織大衆の意志を完全に反映する民主々義的統制體とすべきで幹部の官僚的專制に流れるが如きは嚴に戒めなければならぬ。

北海道炭礦汽船會社庶務課長　前田一

一、如何にも覇氣に乏しき觀あり。覇氣